

# コンピュータソフトウェア関連発明の 特許明細書の研究

## 第7回 クレームのカテゴリー

日本橋知的財産総合事務所  
弁理士 加島 広基

第四次産業革命が推し進められ、IoTやAI等の新たな技術が進展する中、ICTを利用してビジネス方法を実現するビジネス関連発明の利活用に注目が集まっている。ビジネス関連発明の特許出願件数は、2000年に生じた出願ブーム後に一旦は減少傾向となったものの、モノからコトへの産業構造の変化が進む中で2012年頃から現在に至るまで増加傾向にある。このようなビジネス関連発明は、発明の実施において主にソフトウェアを利用するコンピュータソフトウェア関連発明として規定することができるが、コンピュータソフトウェア関連発明の特許明細書を作成するにあたり一般的な物の発明とは異なる様々な留意点がある。本連載では、コンピュータソフトウェア関連発明独特の特許明細書の書き方について考えてみたい。

### 1. クレームのカテゴリーに関する課題

コンピュータソフトウェア関連発明の特許明細書を作成するにあたり、クレームをドラフティングする上で発明のカテゴリーをどのように規定するかが問題となる。とりわけ、日本国内ではなく、米国、欧州、中国といった外国出願も考慮する場合は、各国の審査状況等に合わせたカテゴリーの選択が重要になる。本稿では、国内出願および外国出願におけるクレーム発明のカテゴリーの選択方法について考察したい。

### 2. 日本出願におけるクレーム発明のカテゴリー

#### (1) 特許法の規定について

特許法第2条第3項では、発明の実施について以下のように規定されている。

3 この法律で発明について「実施」とは、次に掲げる行為をいう。

一 物（プログラム等を含む。以下同じ。）の発明にあつては、その物の生産、使用、譲渡等（譲渡及び貸渡しをいい、その物がプログラム等である場合には、電気通信回線を通じた提供を含む。以下同じ。）、輸出若しくは輸入又は譲渡等の申出（譲渡等のための展示を含む。以下同じ。）をする行為